

全日版「重要事項説明書補足資料」追補

48』 踏切道改良促進法(10)を新たに追加する

80頁 47』全国新幹線鉄道整備法の次に下記を新たに加える。

*法 10 条（滞留施設協定の効力）

法 10 条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた滞留施設協定は、その公示のあつた後において協定滞留施設の道路外滞留施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする

解説

踏切道改良促進法は、踏切遮断中の歩行者滞留スペースを確保するため、鉄道事業者及び道路管理者が道路外滞留施設所有者等（沿道民地の所有者）との間で滞留施設協定を結ぶことができる制度を創設しました。鉄道事業者及び道路管理者が滞留施設協定を締結したときは、その旨が公示され、かつ、滞留施設協定の写しが鉄道事業者及び道路管理者の事務所に備えられて一般の閲覧に供され、協定滞留施設又はその敷地内の見やすい場所に、鉄道事業者及び道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨が掲示されます（踏切道改良促進法 9 条 3 項）。滞留施設協定は、公示がなされた後に道路外滞留施設所有者等になった者についても、遵守が義務づけられます。